

平成30年度ものっそ香大★チャレンジプログラム公募要領

1. 目的

香川大学生の自主性、積極性、創造性等を高め、学生生活の活性・充実に資するとともに、地域社会で求められる人材を育成するために、学生のチャレンジ精神を刺激する機会を増やすことを目的に、各年度において設定されたテーマに対して提案された魅力的・独創的なプログラムに対し、経費を配分する。

2. 支援対象

上記目的にあった学生提案プログラムとする（詳細は以下のとおり）。

募集テーマ	内 容	配分額
チャレンジ香川大学 香川大学を輝かそう！	【大学を活性化するプログラム】 ① 大学祭を盛り上げる企画 （香川大学の魅力を地域に発信し、地域の方々の参加を促すような企画、地域住民との交流イベント・体験教室、スポーツ・文化イベントの開催、各種講演会の企画等） ② 学生相互の交流を推進する企画 （夏祭り、学生参加型のイベント企画等） ③ 学内の環境改善活動 （美化活動、キャンパスの安全性を高める活動、体育施設の利用促進及びマナー改善、バリアフリーの推進等）	各プログラム概ね 50万円を上限とする。

3. 応募資格・条件等

◆応募資格

本学に在学する学部学生又は大学院学生等（外国人留学生を含む）複数名による団体とする。

◆応募条件

- ① 募集テーマに沿った内容の、学生の自主的なチャレンジ活動であること。
- ② 企画内容が、ゼミ等での研究や卒業論文・学位論文の作成を直接目的とするものでないこと。
- ③ 学外団体の活動の一環でないこと。
- ④ 年度内に終了できる単年度企画であること。

4. 応募方法

- ① 申請書（様式1）と必要経費内訳書（様式2）に必要事項を記入する。
 （応募書類は、窓口又は本学ホームページ（大学案内→大学の取り組みとビジョン→ものっそ香大★チャレンジプログラム）からのダウンロードにより取得する）
- ② 必要経費内訳書（様式2）及び添付書類（見積書、カタログ等）を学生生活支援グループ又は各学部学務係（医学部は学生係）の窓口へ提出し、点検を受ける。
- ③ 申請書（様式1）を学生生活支援グループ又は各学部学務係（医学部は学生係）の窓口へ提出する。

※申請書（様式1）は、別紙〔申請上の注意事項〕〔経費について〕を確認のうえ作成すること。また、応募書類の様式（ページ数、行・枠・文字の大きさ等）は変更しないこと。

5. 応募期限

必要経費内訳書（様式2） 平成30年5月11日（金）17時00分（厳守）
申請書（様式1） 平成30年5月18日（金）17時00分（厳守）

※期限後の提出は受け付けないので注意すること

6. 選考方法

各プログラム代表者等に企画内容についてプレゼンテーションを行ってもらい、関係会議が選考する。

7. 成果報告

当該経費の配分を受けた団体は、プログラム成果を最終報告会及び最終報告書（様式3）により報告する。

8. 選考等の主な日程（プレゼンテーションには必ず出席すること）

平成30年	4月 2日（月）	公募開始
	5月18日（金）	申請書（様式1、2）提出期限（応募期限）
	5月下旬	プレゼンテーション実施
	6月上旬（学生支援センター会議）	プログラムの選定及び配分額決定
	6月下旬	申請者へ採否通知、経費執行開始
	8月下旬	自主的活動交流会
	11月下旬	中間報告
平成31年	3月 6日（水）	最終報告会
	3月末	最終報告書（様式3）提出期限 経費執行期限（最終）

9. 連絡・問合せ先

教育・学生支援室 学生生活支援グループ
電話 087-832-1165 又は 1160（担当：新井、宮下）
FAX 087-832-1170
E-mail kossenm2@jim.ao.kagawa-u.ac.jp

10. その他

〔申請上の注意事項〕

1. 必要経費は、以下〔経費について〕を確認の上、計上すること。また、単価が5,000円以上の事項は見積書やカタログ等の参考書類を添付すること。
2. 代表者・副代表者・構成員は学研災・学研賠償に、サークル団体はスポーツ保険に加入していること（採択された場合でも、保険に加入していない場合はプログラムに参加できない）。
3. 個々のプログラムへの配分額は、採択プログラム件数により増減されることがある。
4. 代表者・副代表者の連絡先は常時連絡が取れるものを記載すること。事務局からの問い合わせに対して回答をしない場合は、申請及び採択を取り消すことがある。

〔経費について〕

1. 支援対象について

プログラムの目的遂行上必要である次に掲げる事項とする。

(1) 物品購入、各種役務

執行は、本学会計関係規則等に基づくものとする。

購入備品等の管理は、本学資産管理規則等に基づくものとする。

(2) 講演会等講師に対する謝金及び旅費

執行は、本学謝金支給基準及び本学旅費規程に基づくものとする。

(3) その他、プログラムの目的遂行上必要と認められるもの

(4) 支援対象は原則として必要経費内訳書に記載された事項のみとする。変更を希望する場合は、必要書類を提出のうえ事務局の許可を得るものとする。

2. 支援制限について

次に掲げる経費については、原則使用することはできない。

(1) 建物、構築物の建設、改修に係る経費

(2) 全体予算の80%以上を占める旅費等（宿泊費、移動に要する経費）

(3) 全体予算の80%以上を占める場合の備品（資産）購入に係る経費

(4) プログラム活動補助員等の人件費

(5) 活動中に発生した事故、災害等処理のための経費

(6) 年度を超える活動に係る経費

(7) 懇親会費等の飲食費

(8) 学内の他の経費にて措置されるのがふさわしいと考えられる経費

※ただし、(2)、(3)について、プログラムの目的遂行上80%以上の経費を要する場合は、申請書に理由を記載すること。